

毎週火、金曜日発行（但休日にかぎらず）（土曜日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正  
鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正  
建設業者の変更登録  
保険医療機関の指定  
建設業者の変更登録
- ◇告示 漁業法による司法警察員として職務を行なう者  
農林水産資金の融通要綱の一部改正  
食糧事務所出張所の位置変更
- ◇雑報 昭和三十五年五月四日付け鳥取県規則第二十一号及び同日付け鳥取県告示第二百号中訂正
- ◇正誤

## 規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十七号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する

規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条の表中「島根県能義郡赤江村飯梨川口」を

「島根県安来市飯梨川河口」に改める。

第三十八条の表中「島根県八束郡森山村」を「島根県八束郡美保関町」に、「西伯郡外江町、渡村」を「境港市外江町、渡町」に、「西伯郡境町」を「境港市」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 証紙は一円、二円、四円、五円、十円、五十円、百円、三百円、五百円及び千円の十種とし、その形式は別表第二のとおりとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二

寸法 縦 一九ミリメートル

横 四〇ミリメートル

種類 刷色

紫 色	五十円	薄 青 色	一 円
緑 色	百 円	薄 一 色	二 円
深 緑 色	三 百 円	藍 色	四 円
薄 茶 色	五 百 円	群 青 色	五 円
墨 茶 色	千 円	水 浅 黄 色	十 円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一に次のただし書を加える。

ただし、同規則別表一第百四十三号から第百四十八号までに規定する手数料を除く。

別表第一の二のうち

〔二十四 鳥取県税条例に基づく納税証明書の交付手数料〕を

〔二十四 鳥取県税条例に基づく納税証明書の交付手数料

二十五 鳥取県軍歴証明手数料条例に基づく手数料 〕に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

庁 中 一 般

各 庫 庫

県 金 庫

鳥取県収入証紙取扱細則（昭和二十八年六月鳥取県訓

令第十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式中第八号、第九号及び第十号を次のように改める。

様式第八号

現金 還 付 請 求 書

一金

ただし、これは（何々の理由）により収入証紙の売さばきをやめ、収入証紙の残数の買戻しを受けたものに対する相当額として、内訳のとおり

種 類	数	量	券	面	額	売さばき手数料	差 引	現 金
千 円								
五 百 円								
三 百 円								
百 円								
五 十 円								
十 円								

左記の収入証紙

昭和 年 月 日に

受領したことを証明する。

県金庫

事務取扱者

職 氏 名 印

五	円								
四	円								
三	円								
二	円								
一	円								
計									

上記のとおり請求します。

年 月 日

元売さばき人

住所 氏名

印

鳥取県知事

殿

様式第九号

昭和 年 月 分収入証紙受払報告書

種 類	受 入		高 計	払 出		高 計	現 在 高	備 考
	本 月	分前月までの分		本 月	分前月までの分			
一	円							
二	円							

四	円								
五	円								
十	円								
五	円								
百	円								
三	百 円								
五	百 円								
千	円								

上記のとおり報告いたします。

昭和 年 月 日

鳥取県金庫銀行 印

鳥取県出納長

殿

備考 (1) 受入高欄には出納長から交付を受けたものを記載すること。

(2) 払出高欄には小売さばき人に売渡したものを記載すること。

様式第十号

昭和 年 月 分収入証紙受払報告書

種	類	前月	月末	残高	本月	受入	高	本月	払出	高	本月	末現在	高	備	考
一	円														
二	円														
三	円														
四	円														
五	円														
十	円														
五	円														
三	円														
五	円														
十	円														

上記のとおり報告いたしおす。

昭和 年 月 日

(小売さばき人) 氏

名 印

鳥取県出納長 殿

- 備考 (1) 本月受入高欄には元売さばき人から買受けたものを記載すること。
- (2) 本月払出高欄には需用者に売渡したものを記載すること。

告 示

鳥取県告示第二百四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更の届出があつたので、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年四月六日変更登録した。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (ほ)第四三五号 昭三三、七、一六 (有)千代田組 (新)鳥取市川端四丁目七七 寺町下区 (新)中村益太郎 (旧)依本千代蔵

鳥取県告示第二百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所、在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
久能寺診療所		八頭郡家町久能寺	内科	野村薫一	昭和三五、四、一	乙の二
日南町国民健康保険多里診療所		日野郡日南町萩原	内科	日南町長	"	"
			外科			

樋口 医院

鳥取市大桶五〇七ノ一

内科、外科 樋口 実

五、一

鳥取県告示第二百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十

五年三月二十八日変更登録した。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県 知事

石 破

二

朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
（ほ）第一五八号

昭和三三、六、六

（有）福田工務店

米子市万能町三番地

（新）野沢 邦昭  
（旧）福田トヨ子

鳥取県告示第二百五十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十

五年五月二十日変更登録した。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県 知事

石 破

二

朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
（ほ）第五一六号

昭三三、七、三一

（有）正田工業

（新）岩美郡国府町麻生三二八  
（旧）鳥取市立川三丁目九三

（新）田村晴敏  
（旧）中口正男

（へ）第五〇号

〃三四、四、一〇

（新）塩谷築港  
（旧）塩谷組

鳥取市賀露町八三六

塩谷三蔵

〃第六一一号

〃三五、一、九

前 田 組

西伯郡大山町中高三九一

（新）前田徳義  
（旧）前田金義

鳥取県告示第二百五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定による司法警察員として職務を行なう者を次のように指名した。

昭和三十五年五月二十四日

司法警察員証番号

氏 名

鳥取県知事

石 破

二

朗

第四二二号

田 中 時 一

鳥取県技術吏員

鳥取県農林部水産課

昭和三十五年四月 一日から  
昭和三十六年三月三十一日まで

第四七六号

兜 金 幸 男

〃

〃

〃

第五〇三号

山 崎 廉 三

〃

〃

〃

第五〇五号

元 井 義 春

〃

〃

〃

第五一七号

吉 田 午 郎

〃

〃

〃

鳥取県告示第二百五十二号

農林水産資金の融通要綱（昭和三十三年六月鳥取県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第三項を次のように改める。

3 この要綱において「振興資金」とは、鳥取県信用農業協同組合連合会、鳥取県信用漁業協同組合連合会、農業協同組合その他の金融機関（以下「金融機関」という。）が組合又は農林漁業者に貸し付ける資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

- 一 貸付金の種類、利率及び償還期限が別表一に掲げるものであること。ただし、鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより、県の保証を受けたもの及び中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けたものを除き、他の助成事業の対象とならないものであること。
- 二 貸付額が事業費の総額に百分の八十を乗じて得た額をこえないものであつて、かつ、知事が特に必要と認めた場合を除いては、農業者及び林業者の場合にあつては一人につき二十万円、漁業者の場合にあつては一人につき三十万円の範囲内のものであること。

額をこえないものであつて、かつ、知事が特に必要と認めた場合を除いては、農業者及び林業者の場合にあつては一人につき二十万円、漁業者の場合にあつては一人につき三十万円の範囲内のものであること。

三 償還方法が、年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

第三条を次のように改める。

第三条 県は、金融機関が振興資金を貸し付けたときは、当該金融機関に対し利子補給を行なう。

2 前項の規定により県が行なう利子補給の額は、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、その期末における融資残高（期間中途の融資額及び当該期間内に償還期限の到来した融資額を除く。）に対し年二分（沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設にあつては年三分）の割合（以下「利子補給率」

という。）で計算した金額に、当該期間内に行なつた融資についてその融資日から期末までの期間につきそれぞれの利子補給率で計算した金額と、当該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首からその償還期限到来までの期間につき、それぞれの利子補給率で計算した金額を加えた金額とする。

第四条第三項を次のように改める。

3 鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けた資金並びに中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けた資金については、損失補償を行わないものとする。

第七条中「又は第三条第一項に定める農業協同組合」を削る。

第九条を次のように改める。

（振興資金の借入れ手続）

第九条 穀物乾燥施設資金、果実機械選果施設資金、畜舎資金、サイロ資金、製炭、しいたけ原木資金及びし

いたけ乾燥施設資金を借り受けようとするものは、別記様式による申請書及び添付書類を所属農業協同組合を経由して、知事に提出しなければならない。

2 防除用動力機具資金、果樹そ業給水施設資金、簡易かん排水施設資金、果樹棚施設資金、果樹共同防除施設資金及び飼料用動力カッター資金を借り受けようとするもの手続きは、鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところによる。

3 沿岸漁業用漁具資金、沿岸漁業用機器資金及び漁獲品加工施設資金を借り受けようとするもの手続きは、鳥取県漁業信用基金協会の定めるところによる。

（振興資金の貸付）

第十条 振興資金の貸し付けは、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により農林水産振興資金借入資格者として認定したもののうちから金融機関が行なう。

2 知事は、第一項による認定をしたときは、金融機関に通知する。  
（別表）を次のように改める。

振興資金の種類	利率及び償還期限	
	組合に貸し付けられる場合	農林漁業者に貸し付けられる場合
防除用動力機具資金(鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)		年七分以内
果樹そ業給水施設資金(〃)		五年以内
簡易かん排水施設資金(〃)		〃
果樹棚施設資金(〃)		〃
果樹共同防除施設資金(〃)		〃
飼料用動力カッター資金(〃)		〃
穀物乾燥施設資金	年六分以内	〃
果実機械選果施設資金	〃	一年以内
畜舎資金	〃	〃
サイロ資金	〃	〃
製炭、しいたけ原木資金	〃	〃
しいたけ乾燥施設資金	〃	〃
沿岸漁業用漁具資金(中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたものに限る。)	鳥取県漁業信用基金協会が県の承認を得て金融機関と協議のうえ決定する。	(イ)金融機関から直貸を受ける場合は上記の利率に一分を加える。 (ロ)漁業協同組合から貸付を受ける場合は上記の利率に一分を加える。
沿岸漁業用機器資金(〃)	〃	五年以内
漁獲品加工施設資金(〃)	〃	〃

(別表一)

振興資金の種類、利率及び償還期限

振興資金の種類	利率及び償還期限	
	組合に貸し付けられる場合	農林漁業者に貸し付けられる場合
防除用動力機具資金(鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。)		年七分以内
果樹そ業給水施設資金(〃)		五年以内
簡易かん排水施設資金(〃)		〃
果樹棚施設資金(〃)		〃
果樹共同防除施設資金(〃)		〃
飼料用動力カッター資金(〃)		〃
穀物乾燥施設資金	年六分以内	〃
果実機械選果施設資金	〃	一年以内
畜舎資金	〃	〃
サイロ資金	〃	〃
製炭、しいたけ原木資金	〃	〃
しいたけ乾燥施設資金	〃	〃
沿岸漁業用漁具資金(中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたものに限る。)	鳥取県漁業信用基金協会が県の承認を得て金融機関と協議のうえ決定する。	(イ)金融機関から直貸を受ける場合は上記の利率に一分を加える。 (ロ)漁業協同組合から貸付を受ける場合は上記の利率に一分を加える。
沿岸漁業用機器資金(〃)	〃	五年以内
漁獲品加工施設資金(〃)	〃	〃



沿岸漁業用機器 資金	沿岸漁業用漁具 資金	しいたけ乾燥施設 資金	製炭、しいたけ 原木資金	サイロ 資金	畜舎 資金	果実機械選果施設 資金
集魚用発電機、漁業用無線機、魚群探知機及び機関等の購入	化繊漁網の購入	しいたけ乾燥機及び付属品の購入、設置	しいたけ原木の購入	サイロの建設に必要な資材の購入及び建設	畜舎の新設に必要な資材の購入及び新設の購入及び改造の購入及び改造	果実機械選果機及び付属品の購入、設置
"	中小漁業融資保証法の定めるところにより、鳥取県信用基金協会の債務保証を受け	県の指導に基づき、林業者又は組合の施設として購入するもので、施設ごとにほだ木五、〇〇〇本以上を有するもの	林業者がしいたけ栽培のため、ほだ木原木一、〇〇〇本以上購入するもの	林業者が製炭のために原木の購入を行なうもので、共同製炭を行なう場合を優先的に取り扱うものとする	乳牛を飼育し又は飼育する目的で、和牛用又は旧式の畜舎の改造を必要とする農業者で集団的に実施するもの	なし又はかきの生産販売を行なう組合又は農業者が共同利用施設として購入及び設置するもの
"	県の認めるも	県の推薦する機種	"	県の認めるも	県の指導により設計したもの	"
"	漁業協同組合	林業協同組合	林業者	"	農業者	" "

(別表二)		融資対象選定基準	
果樹乾燥施設資金	飼料用動力力カッター資金	果樹共同防除施設資金	果樹棚施設資金
簡易かん排水施設資金	果樹そ業給水施設資金	動力噴霧機及び動力散粉機の購入	かん水機及び付属品の購入、設置
揚水機及び付属品の購入、設置	果樹園棚用資材の購入及び設置	果樹病虫害共同防除施設	果樹園棚用資材の購入及び設置
果樹病虫害共同防除施設	飼料用動力力カッターの購入	通風乾燥機の購入及び設置	穀物乾燥施設
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
農業者	農業共同組合	農業者	農業者

別記様式を次のとおりとする。

別記様式

農林水産振興資金借入認定申請書

取扱金融機関名

農業協同組合

1	資金の種類	資金					
2	借入申請金額	円					
3	借入金利率	年利率	分	厘			
4	元本の償還及び元金の支払 時期並びに方法	(1) 償還期間	年	(3) 据置期間		年	
		(2) 償還方法	年1回払	年2回払	(4) 元利金支払期日	月	日及び月日
5	保証人の氏名						
6	物的担保に関する事項						
7	その他参考事項						

上記のとおり農林水産振興資金の借入れをしたいので、農林水産振興資金借入資格者として認定くださいますよう、別紙関係書類を添え申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

借入申請者 住所  
氏名

印

(記載注意)

- ㄱ 提出する書類は借入申請者ごとに作成するものとし、(共同利用施設にあつては代表者でよい。)提出する部数は3部とする。
- ㄴ 保証人欄については、保証人2名以上の連帯保証とし、氏名を記載すること。
- ㄷ 物的担保欄については、とくに記入を慎重にし、既存物権を担保にする場合は、登記簿抄本を添付し、それにより担保の所在地、種類、規模及び提供順位等を明瞭に記入すること。また本資金によつて建設する施設を担保にする場合は、融資対象施設と記入すること。
- ㄹ その他参考事項欄には、借入認定申請について参考となる事項を記入すること。

農林水産振興資金借入認定申請書の添付書類

1 融資対象事業に関する資料

- 1 事業計画書……別紙1
- 2 利用計画書……別紙2
- 3 資金計画書……別紙3
- 4 事業の所在地(地形、交通関係等を記載したもの)の平面略図
- 5 設計図、設計書もしくは見積書、製炭、しいたけ原木資金にあつては売買契約書の写



(記載注意)

- イ 機械、器具等の場合は、1単位(1台、1セット)ごとに利用者を区分してまとめること。
- ロ 労働力の単位、成年男子の平均労働力を1として評価すること。
- ハ 事業実施内容については、次の区分に従って欄を設け記入すること。
  - (1) 穀物乾燥施設……記入の必要はない。
  - (2) 果実機械運果施設……記入の必要はない。
  - (3) 畜舎……草地面積(アール)改造にあつては、このほかに改造前の棟数及び面積(平方米)
  - (4) サイロ……草地面積(アール)
  - (5) 製炭、しいたけ原木……製炭原木にあつては住居地と製炭地との距離、搬出の難易(特に小出について)、築窯条件、原木購入の難易、しいたけ原木にあつては搬出の難易、原木購入の難易。
  - (6) しいたけ乾燥施設……発生 はだ木の植付年月、本数。
- ニ 事業の関連生産物の過去1ヶ年間の生産、販売実績欄のうち、
  - 1 品目及び数量の単位は、それぞれ次の方法により記入すること。
    - (1) 穀物乾燥施設……米、麦をキログラム
    - (2) 果実機械運果施設……なし又はかきをキログラム
    - (3) 畜舎……とうじ、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラムで、改造の場合は牛乳のみでよいものとする。
    - (4) サイロ……とうじ、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラム

- (5) 製炭、しいたけ原木……木炭、しいたけをキログラム
  - (6) しいたけ乾燥施設……しいたけ(生しいたけと乾燥しいたけに区分)をキログラム
- 2 販売高欄のうち、組合取扱高の組合とは所属農業協同組合である。
- ホ 今回行なう事業と同種事業をすでに実施している場合は、その旨を備考欄に記入すること。

資 金 計 画 書

別紙 3

区 分	既 調 達	未 調 達		計	備 考
		金 額	調達予定月日 調達方法		
総 事 業 費		円	円	円	
内 自 己 資 金	現 金 預 金				
	増 資				
	賦 課 金				
	稼 働 益				
	繰 越 金				
	約 払 または 延 払				
計					
農林水産振興資金					
借入金					
計					

別紙 4

借 還 計 画 書

氏 名	借入金額 円	年間償還金 (含利息) 円	借 還 財 源			組合に對 する出資 金 円	組合に對 する貯金 円	借 入 金		備 考
			円	円	円			円	円	

(記載注意)

- イ 償還財源は、米、麦、果実、繭、木炭、しいたけ代金等に分割して記入すること。
- ロ 借入金は、農林水産振興資金のほか、農林漁業資金、農業改良資金、災害資金、有畜農家資金、農業手形、その他等に分割して記入すること。

別紙 5

農 林 水 産 振 興 資 金 貸 付 意 見 書

農林水産振興資金借入認定申請が別紙のとおり提出されたので意見を付して進達いたします。

申請者氏名	資金の種類	借入申込金額 円	昭 和 年 月 日 現在			前年度取扱高		利用 状況 %	信用度	資 金 源
			貯 金 円	貸付金 円	内延滞金 円	未払金 円	販売品 千円			
										自己資金 借入 (注)何れか一方 を借す。
組合の総合意見										

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 殿

農 業 協 同 組 合  
組 合 長 理 事

附 則

この要綱は、昭和三十五年四月一日から適用する。ただし、昭和三十五年三月三十一日以前において改正前の要綱によつて昭和三十二年、昭和三十三年及び昭和三十四年度に融資した資金については、なお従前の例による。

印

雑報

昭和三十五年五月二十四日

鳥取食糧事務所長

戸

谷

幸

男

出張所の位置変更について

大篠津出張所

一、移転月日 昭和三十五年四月一日

二、位置 米子市大篠津町一、三四〇番地

正誤

昭和三十五年五月四日付け鳥取県規則第二十一号及び同日付け鳥取県告示第二百号中次の箇所について誤りがある  
たので訂正する。

種 類	頁 段	行	誤	正
鳥取県規則第二十一号	1	下	5	同条第五中
〃	〃	〃	〃	同条第五号中
鳥取県告示第二百号	7	上	9	届出年月日 鳥取県農林部

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

行日火金

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県印刷所  
鳥取県印刷所  
鳥取県印刷所  
鳥取県印刷所